



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

個人情報の保護に関する法律施行細則（総務私学課）	2
知事における個人情報の保護に関する規則（総務私学課）	2
沖縄県個人情報保護条例施行規則等を廃止する規則（総務私学課）	23

告 示

沖縄県個人情報保護条例第4条第2項の規定により知事が定める法人及び口頭により開示請求を することができる保有個人情報の廃止（総務私学課）	24
---	----

公 告

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の廃止（総務私学課）	24
----------------------------------	----

企業局事項

沖縄県公営企業管理者における個人情報の保護に関する規程	24
沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程	24

病院事業局事項

沖縄県病院事業管理者における個人情報の保護に関する規程	25
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の廃止	25

教育委員会事項

沖縄県教育委員会における個人情報の保護に関する規則	25
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の廃止	26

公安委員会事項

沖縄県公安委員会における個人情報の保護に関する規則	26
警察本部長における個人情報の保護に関する規程	26

監査委員事項

沖縄県監査委員における個人情報の保護に関する規程	27
沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示	27

人事委員会事項

沖縄県人事委員会における個人情報の保護に関する規則	27
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の廃止	28
沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	28

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する規程	28
------------------------------	----

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会における個人情報の保護に関する規程	29
沖縄県選挙管理委員会の権限に属する事項の専決処分に関する規程の一部を改正する告示	29

労働委員会事項

沖縄県労働委員会における個人情報の保護に関する規程	29
---------------------------	----

収用委員会事項

沖縄県収用委員会における個人情報の保護に関する規則	30
沖縄県収用委員会規則の一部を改正する規則	30

規 則

個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第40号

個人情報の保護に関する法律施行細則

(指定の告示)

第1条 知事は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第16条第2号の規定による施設の指定をするときは、その旨を県公報により告示するものとする。指定した施設の名称を変更し、又は指定を解除するときも同様とする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第2条 個人情報の保護に関する法律施行令第28条第4項の規定による地方公共団体等行政文書の写しの送付に要する費用の納付の方法は、郵便切手で納付する方法その他知事が認める方法とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

知事における個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第41号

知事における個人情報の保護に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号。以下「条例」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年沖縄県規則第40号）に定めるもののほか、知事における個人情報の保護に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、第1号様式によるものとする。

(保有個人情報開示請求書等)

第3条 法第76条第1項の規定による請求は、保有個人情報開示請求書（第2号様式）によるものとする。

2 政令第22条第3項に規定する委任状は、保有個人情報開示請求に係る委任状（第3号様式）とする。

(補正通知書等)

第4条 法第77条第3項、第91条第3項又は第99条第3項の規定による補正の求め（書面によるものに限る。）は、補正通知書（第4号様式）によるものとする。

2 前項の補正通知書を受けた者が当該補正（書面によるものに限る。）を行うときは、補正書（第5号様式）によるものとする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報開示決定通知書（第6号様式）

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報部分開示決定通知書（第7号様式）

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（第8号様式）によるものとする。

(保有個人情報開示決定等期限延長通知書等)

第6条 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第9号様式）によるものとする。

- 2 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第10号様式）によるものとする。
（開示請求事案移送通知書）
- 第7条** 法第85条第1項の規定による通知は、開示請求事案移送通知書（第11号様式）によるものとする。
（保有個人情報の開示請求に関する通知書等）
- 第8条** 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する通知書（法第86条第1項用）（第12号様式）によるものとする。
- 2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する通知書（法第86条第2項用）（第13号様式）によるものとする。
- 3 法第86条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（第14号様式）とする。
- 4 法第86条第3項（法第107条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、保有個人情報を開示決定した旨の通知書（第15号様式）によるものとする。
（電磁的記録の開示の実施方法）
- 第9条** 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
- (1) 電磁的記録がビデオテープ若しくはビデオディスク又は録音テープ若しくは録音ディスクに記録されている場合 視聴又は複製物の交付の方法
- (2) 電磁的記録が前号に掲げる記録媒体以外の記録媒体に記録されている場合 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又はその写しの交付の方法
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、電磁的記録を知事の保有する専用機器により再生したものを閲覧若しくは視聴させ、又はフロッピーディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の記録媒体に複製することが容易であるときは、閲覧若しくは視聴又は複製物の交付の方法により開示を行うことができる。
（閲覧又は視聴による開示の実施の中止）
- 第10条** 知事は、法第87条第1項の規定による閲覧又は前条各項の規定による閲覧若しくは視聴をする者が、当該閲覧又は視聴に係る個人情報を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。
（写しの作成）
- 第11条** 法第87条第1項の規定による写しの交付又は第9条各項の規定による写し若しくは複製物の交付の部数は、一の請求につき1部とする。
（保有個人情報開示実施方法等申出書）
- 第12条** 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書（第16号様式）によるものとする。
（費用の納入）
- 第13条** 条例第5条第2項に規定する写しの交付に要する費用は、別表に定めるとおりとする。
- 2 前項に規定する費用は、あらかじめ納付しなければならない。
（保有個人情報訂正請求書等）
- 第14条** 法第91条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求書（第17号様式）とする。
- 2 政令第29条の規定において読み替えて準用する政令第22条第3項の規定により代理人が訂正請求する場合に提示又は提出する委任状は、保有個人情報訂正請求に係る委任状（第18号様式）とする。
（保有個人情報訂正決定通知書等）
- 第15条** 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（第19号様式）によるものとする。
- 2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（第20号様式）によるものとする。
- 3 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第21号様式）によるものとする。
- 4 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第22号様式）によるものとする。
- 5 法第96条第1項の規定による通知は、訂正請求事案移送通知書（第23号様式）によるものとする。

6 法第97条の規定による通知は、訂正通知書（第24号様式）によるものとする。
 （保有個人情報利用停止請求書等）

第16条 法第98条第1項の規定による請求は、保有個人情報利用停止請求書（第25号様式）によるものとする。

2 政令第29条の規定において読み替えて準用する政令第22条第3項の規定により代理人が利用停止請求をする場合に提示又は提出する委任状は、保有個人情報利用停止請求に係る委任状（第26号様式）とする。
 （保有個人情報利用停止決定通知書等）

第17条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第27号様式）によるものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（第28号様式）によるものとする。

3 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第29号様式）によるものとする。

4 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第30号様式）によるものとする。
 （審査会諮問通知書）

第18条 法第105条第3項の規定において準用する同条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書（第31号様式）によるものとする。

（運用状況の公表）

第19条 条例第8条第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行う。
 （補則）

第20条 この規則に定めるもののほか、知事における個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止）

2 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年沖縄県規則第23号）は、廃止する。

別表（第13条関係）

公文書の種類	区分	費用	
		枚数	金額
文書又は図画	複写機により複写したもの	1枚につき	白黒10円 （日本産業規格A列3番（以下「A3」という。）まで）
			カラー80円（A3） カラー50円（A3未満）
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R（700メガバイトまでのものに限る。）に複写したもの	1枚につき100円	
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-R（4.7ギガバイトまでのものに限る。）に複写したもの	1枚につき120円	
電磁的記録	用紙に出力したものを複写機により複写したもの	1枚につき	白黒10円（A3まで）
			カラー80円（A3） カラー50円（A3未満）
	録音カセットテープ（120分テープに限る。）に複写したもの	1巻につき210円	
	ビデオカセットテープ（VHS方式の120分テープに限る。）に複写したもの	1巻につき350円	

フロッピーディスク (3.5インチ 2 HDに限る。)に複写したもの	1枚につき30円
CD-R (700メガバイトまでのものに限る。)に複写したもの	1枚につき100円
DVD-R (4.7ギガバイトまでのものに限る。)に複写したもの	1枚につき120円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 交付する写しの用紙の大きさは、A3までとする。A3を超える大きさの場合は、原則としてA3までの大きさの用紙による分割複写により処理するものとし、A3の大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。
- 3 この表の区分の欄に掲げる複写の方法は、知事が保有する専用機器及びプログラムにより行うことができるものに限る。
- 4 この表の区分の欄に掲げるもの以外のものの作成に要する費用の額は、実費相当額とする。

第1号様式 (第2条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
実施機関の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含まれる。 <input type="checkbox"/> 含まれない。
記録情報の経常的提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (提供先：)
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当する。 <input type="checkbox"/> 該当しない。
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備考	

第2号様式 (第3条関係)

<p>保有個人情報開示請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
<p>沖縄県知事 殿</p>	<p>(ふりがな) 請求者氏名 _____ 住所又は居所 〒 _____ 電話番号(連絡先) _____</p>
<p>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>	
<p>2 求める開示の実施方法等 ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。※ 希望日に開示できない場合があります。</p>	
<p>ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧(視聴を含む。)のみ <input type="checkbox"/> 閲覧後写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <実施の希望日> _____年 _____月 _____日</p> <p>イ 写しの送付を希望する。 ※ 写しの交付又は送付を希望する場合は、希望する媒体を選択してください。 <input type="checkbox"/> 紙 (<input type="checkbox"/> カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。) <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他 (_____)</p>	
<p>3 本人確認</p>	
<p>ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人</p>	
<p>イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p>	
<p>ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____年 _____月 _____日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____ (エ) 本人の電話番号 _____</p>	
<p>エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)</p>	
<p>オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状(第3号様式) <input type="checkbox"/> その他 (_____)</p>	

注 該当する□にレ印を記入してください。

第3号様式 (第3条関係)

保有個人情報開示請求に係る委任状

(代理人) 住所 _____
 氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1 委任する権限【該当する□にレ印を記入してください。】

- 個人情報の開示請求を行う権限
- 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 求める開示の実施の方法その他の個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

2 委任理由

年 月 日

(委任者) 住所 _____
 氏名 _____ 印
 連絡先電話番号 _____

(注意事項)
 次のいずれかの書類を添付してください。

- 1 請求前30日以内に作成された印鑑登録証明書（委任者が実印を押印した場合に限る。）
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは、不可）等、本人に対し一に限り発行される書類の写し

※ 個人番号カードの写しを添付する場合には、表面（個人番号の記載のない面）のみを複写してください。

第4号様式 (第4条関係)

補正通知書

年 第 月 日 号

様

沖縄県知事 印

1 請求する保有個人情報の内容		
2 補正を求める事項		
3 添付書類		
4 補正書の提出期限及び提出先	提出期限	
	提出先	
5 補正の参考となる情報		
6 担当課・所等	(電話番号)	

7 備考

(注意事項)

- 1 この補正に要した日数は、法第83条第1項及び個人情報の保護に関する法律施行条例第4条に規定する開示決定等の期間（法第94条第1項に規定する訂正決定等の期間、法第102条第1項に規定する利用停止決定等の期間）に算入されません。
- 2 書面で補正を行うときは、補正書（第5号様式）で行ってください。
- 3 期間内に補正ができない場合は、6の欄記載の担当課・所等に申し出てください。

第5号様式（第4条関係）

補正書		年 月 日
沖縄県知事 殿		
(ふりがな)		
氏 名 _____		
住所又は居所 _____		
〒 _____		
電話番号（連絡先） _____		
年 月 日付け 第 号	で補正の要求のあった	<input type="checkbox"/> 保有個人情報開示請求書 <input type="checkbox"/> 保有個人情報訂正請求書 <input type="checkbox"/> 保有個人情報利用停止請求書
の補正については、次のとおりです。		
補正の内容		

- 注1 該当する□にレ印を記入してください。
 2 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

第6号様式（第5条関係）

保有個人情報開示決定通知書		第 年 月 日
様		沖縄県知事 印
年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示する旨を決定したので通知します。		
記		
1 開示請求に係る保有個人情報の内容		
開示請求の内容		
開示請求に対して特定した保有個人情報の内容		
(教示事項)		
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。		
また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。		

(注意事項)

事務所で保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書の提示が必要です。

2 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for utilization purpose]

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 (該当する□にレ印を記入しています。)

あなたが求めた開示の実施の方法 (□閲覧又は視聴のみ □閲覧後写しの交付 □写しの交付) 及び開示の実施日 (年 月 日) での開示の実施が可能です。当該日の 時 分に () にお越しください。

あなたが求めた写しの送付による開示の実施が可能です。この通知書に同封した案内に従って、写しの交付に要する費用及び送付に要する費用を送ってください。

あなたが求めた開示の実施の方法等では開示を行うことができない (あなたから開示の実施の方法等の求めがない) ので、この通知書に同封した保有個人情報開示実施方法等申出書に必要事項を記入の上、() に提出してください。なお、開示の実施の方法については、事務所における閲覧、視聴若しくは写しの交付又は写しの送付のいずれかを選択することができます。事務所における開示の実施を希望する場合は、あなたが開示の実施を希望する日 (年 月 日から 年 月 日までの期間内のいずれかの日 (閉庁日を除く。)) に限ります。) を記入してください。

※ 保有個人情報開示実施方法等申出書の提出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

(2) 写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用

ア 準備日数 日

イ 送付に要する費用 円

※ 送付に要する費用は、郵便切手による納付となります。

※ 写しの送付による開示の実施には、送付に要する費用に加え、写しの交付に要する費用が必要となります。

(3) 備考

4 連絡先 (担当課・所名) (電話番号)

5 送付先

注 該当する□にレ印を記入すること。

第7号様式 (第5条関係)

保有個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 号 日

様 沖縄県知事 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、部分開示する旨を決定したので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の内容

開示請求の内容	
開示請求に対して特定した保有個人情報の内容	

2 不開示とした部分とその理由

個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号に該当

(教示事項)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます (この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(注意事項)

事務所で保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書の提示が必要です。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等（該当する□にレ印を記入しています。）

あなたが求めた開示の実施の方法（閲覧又は視聴のみ 閲覧後写しの交付 写しの交付）及び開示の実施日（ 年 月 日）での開示の実施が可能です。当該日の時分に（ ）にお越してください。

あなたが求めた写しの送付による開示の実施が可能です。この通知書に同封した案内に従って、写しの交付に要する費用及び送付に要する費用を送ってください。

あなたが求めた開示の実施の方法等では開示を行うことができない（あなたから開示の実施の方法等の求めがない）ので、この通知書に同封した保有個人情報開示実施方法等申出書に必要事項を記入の上、（ ）に提出してください。なお、開示の実施の方法については、事務所における閲覧、視聴若しくは写しの交付又は写しの送付のいずれかを選択することができます。事務所における開示の実施を希望する場合は、あなたが開示の実施を希望する日（ 年 月 日から 年 月 日までの期間内のいずれかの日（閉庁日を除く。））に限り、）を記入してください。

※ 保有個人情報開示実施方法等申出書の提出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

(2) 写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用

ア 準備日数 日

イ 送付に要する費用 円

※ 送付に要する費用は、郵便切手による納付となります。

※ 写しの送付による開示の実施には、送付に要する費用に加え、写しの交付に要する費用が必要となります。

(3) 備考

5 連絡先（担当課・所名）
（電話番号）

6 送付先

注 該当する□にレ印を記入すること。

第8号様式（第5条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

沖縄県知事 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり、全部を開示しない旨を決定したので通知します。

記

1 開示請求の内容	
2 開示請求に対して特定した保有個人情報の内容	
3 開示をしないこととした理由	（個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号該当・第81条該当・保有個人情報の不存在）

	(理由)
4 担当課・所等	(電話番号)

(教示事項)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第9号様式（第6条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書		第	号
		年	日
様		月	
		沖縄県知事 印	
年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。			
記			
1 開示請求に係る保有個人情報の内容			
2 延長後の期間	日（延長後の開示決定等の期限 年 月 日）		
3 延長の理由			
4 担当課・所等	(電話番号)		

第10号様式（第6条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書		第	号
		年	日
様		月	
		沖縄県知事 印	
年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第84条及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）第4条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。			
記			
1 開示請求に係る保有個人情報の内容			
2 法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由			

3 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、上記期限までに開示決定等を行う予定です。
4 担当課・所等	(電話番号)

第11号様式 (第7条関係)

開示請求事案移送通知書	
様	第 年 月 日 沖繩県知事 印
<p>年 月 日付けて請求のあった保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。</p> <p>なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 開示請求に係る保有個人情報の内容	
2 移送をした日	年 月 日
3 移送の理由	
4 移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等の名称) (連絡先) 担当組織名 所在地 電話番号
5 移送元の担当課・所等	(電話番号)

第12号様式 (第8条関係)

保有個人情報の開示請求に関する通知書 (法第86条第1項用)	
様	第 年 月 日 沖繩県知事 印
<p>あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条の規定による開示請求がありましたので、法第86条第1項の規定により下記のとおり当該保有個人情報の内容等を通知します。</p> <p>本件開示請求に係る保有個人情報の開示について意見があるときは、同封した保有個人情報の開示決定等に関する意見書を提出してください。</p> <p>なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 開示請求の年月日	年 月 日
2 知事が特定した保有個人情報の件名	

3 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
4 連絡先及び意見書の提出先	(担当課・所名) (電話番号)
5 意見書の提出期限	年 月 日

第13号様式（第8条関係）

保有個人情報の開示請求に関する通知書（法第86条第2項用）

第 年 月 日 号

様

沖縄県知事 印

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条の規定による開示請求がありましたので、法第86条第2項の規定により下記のとおり当該保有個人情報の内容等を通知します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示について意見があるときは、同封した保有個人情報の開示決定等に関する意見書により回答してください。

なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

記

1 開示請求の年月日	年 月 日
2 知事が特定した保有個人情報の件名	
3 法第86条第2項各号の適用区分及びその理由	法第86条第2項第 号該当 (適用理由)
4 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
5 連絡先及び意見書の提出先	(担当課・所名) (電話番号)
6 意見書の提出期限	年 月 日

第14号様式（第8条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

沖縄県知事 殿

(ふりがな)
氏名又は名称 _____
(法人その他の団体にあつては、その団体の名称及び代表者名)
住所又は居所 _____
〒 _____
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見書を提出します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示決定等に関しての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
3 連絡先	(電話番号)

注 該当する□にレ印を記入すること。

第15号様式（第8条関係）

保有個人情報を開示決定した旨の通知書

第 年 月 日 号

様 沖縄県知事 印

あなた（貴団体）から 年 月 日付けで（開示に反対する意見書の提出、審査請求、開示に反対する意思の表示）のあった保有個人情報について、次のとおり（全部、一部）を開示することにしたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（第86条第3項、第107条第1項において準用する同法第86条第3項）の規定により通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示することとした理由	
3 開示決定をした日	年 月 日
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担当課・所等	(電話番号)

(教示事項)
 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注 法第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定に基づき通知する場合は、審査請求に係る教示文を省略すること。

第16号様式（第12条関係）

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

(ふりがな)

氏 名 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____
 電話番号(連絡先) _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定(部分開示決定)通知書の文書番号及び日付	文書番号 _____ 第 _____ 号 日 付 _____ 年 _____ 月 _____ 日
2 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
3 求める開示の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 事務所における開示 1 実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧(視聴を含む。)のみ <input type="checkbox"/> 閲覧後写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 実施の希望日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 <input type="checkbox"/> 写しの送付(郵送) ※写しの交付又は送付を希望する場合は、希望する媒体 <input type="checkbox"/> 紙(<input type="checkbox"/> カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。) <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他(_____)
4 保有個人情報の一部のみの開示の実施を求める場合の当該部分の内容	
5 保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合における当該部分ごとの内容	(閲覧又は視聴を求める部分の内容)
	(写しの交付を求める部分の内容)

【申出書提出先：(担当課・所名) _____ (電話番号) _____】

注1 該当する□にレ印を記入してください。

2 保有個人情報の一部のみの開示の実施を求める場合又は保有個人情報について部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、4及び5の欄に必要事項を記入の上、提出してください。

第17号様式(第14条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

沖縄県知事 殿

(ふりがな)
 氏 名 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____
 電話番号(連絡先) _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第90条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正を請求する保有個人情報の内容等

ア 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
イ 開示決定に基づき開示を	(保有個人情報開示決定通知書の文書番号等)

受けた保有個人情報 文書番号 第 _____ 号 日 付 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (保有個人情報の名称等)	
ウ 訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

ア 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	(7) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____ (エ) 本人の電話番号 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 (第18号様式) <input type="checkbox"/> その他 (_____)

注 該当する□にレ印を記入してください。

第18号様式 (第14条関係)

保有個人情報訂正請求に係る委任状	
(代理人)	住所 _____ 氏名 _____
上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。	
記	
1 委任する権限【該当する□にレ印を記入してください。】	<input type="checkbox"/> 個人情報の訂正請求を行う権限 <input type="checkbox"/> 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限 <input type="checkbox"/> 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限 <input type="checkbox"/> 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限 <input type="checkbox"/> 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び当該個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限
2 委任理由	_____ _____ _____
年 月 日	
(委任者)	住所 _____ 氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

(注意事項)

次のいずれかの書類を添付してください。

- 1 請求前30日以内に作成された印鑑登録証明書（委任者が実印を押印した場合に限る。）
 - 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは、不可）等、本人に対し一に限り発行される書類の写し
- ※ 個人番号カードの写しを添付する場合には、表面（個人番号の記載のない面）のみを複写してください。

第19号様式（第15条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日

様

沖縄県知事

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正する旨を決定したので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求の趣旨	
3 訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
4 担当課・所等	(電話番号)

(教示事項)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第20号様式（第15条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日

様

沖縄県知事

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨を決定したので、下記のとおり通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
---------------------	--

2 訂正をしないこととした理由	
3 担当課・所等	(電話番号)

(教示事項)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第21号様式（第15条関係）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書		第	号
		年	日
様		月	
		沖縄県知事 印	
年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。			
記			
1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等			
2 延長後の期間	日（延長後の訂正決定等の期限 年 月 日）		
3 延長の理由			
4 担当課・所等	(電話番号)		

第22号様式（第15条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書		第	号
		年	日
様		月	
		沖縄県知事 印	
年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。			
記			
1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等			
2 法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由			

3 訂正決定等をする期限	年 月 日
4 担当課・所等	(電話番号)

第23号様式 (第15条関係)

訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

沖縄県知事 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 移送をした日	年 月 日
3 移送の理由	
4 移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等の名称) (連絡先) 担当組織名 所在地 電話番号
5 移送元の担当課・所等	(電話番号)

第24号様式 (第15条関係)

訂正通知書

第 年 月 日 号

様

沖縄県知事 印

に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正をしましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
3 訂正実施日	年 月 日実施
4 担当課・所等	(電話番号)

第25号様式 (第16条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

沖縄県知事 殿

(ふりがな)
氏 名 _____
住所又は居所 _____
〒 _____
電話番号 (連絡先) _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第98条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止を請求する保有個人情報の内容等

ア 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
イ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	(保有個人情報開示決定通知書の番号等) 文書番号 _____ 第 _____ 号 日 付 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (保有個人情報の名称等)
ウ 利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第1号に該当 (<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去) <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第2号に該当 (提供の停止) (理由)

2 本人確認等

ア 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。		
ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 _____ 月生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____ (エ) 本人の電話番号 _____		
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()		
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 (第26号様式) <input type="checkbox"/> その他 ()		

注 該当する□にレ印を記入してください。

第26号様式 (第16条関係)

保有個人情報利用停止請求に係る委任状

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1 委任する権限【該当する□にレ印を記入してください。】

- 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び当該個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

2 委任理由

年 月 日

(委任者) 住所 _____
 氏名 _____ 印
 連絡先電話番号 _____

(注意事項)

次のいずれかの書類を添付してください。

- 1 請求前30日以内に作成された印鑑登録証明書（委任者が実印を押印した場合に限る。）
 - 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは、不可）等、本人に対し一に限り発行される書類の写し
- ※ 個人番号カードの写しを添付する場合には、表面（個人番号の記載のない面）のみを複写してください。

第27号様式（第17条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日

様

沖縄県知事 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止をする旨を決定したので通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 利用停止請求の趣旨	
3 利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
4 担当課・所等	(電話番号)

(教示事項)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日か

ら起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第28号様式 (第17条関係)

保有個人情報利用不停止決定通知書		第 年 月 日
様	沖縄県知事	印
<p>年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしない旨を決定したので、下記のとおり通知します。</p>		
記		
1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等		
2 利用訂正をしないこととした理由		
3 担当課・所等	(電話番号)	
<p>(教示事項) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>		

第29号様式 (第17条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書		第 年 月 日
様	沖縄県知事	印
<p>年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。</p>		
記		
1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等		
2 延長後の期間	日（延長後の利用停止決定等の期限 年 月 日）	
3 延長の理由		
4 担当課・所等	(電話番号)	

第30号様式 (第17条関係)

保有個人情報利用停止等期限特例延長通知書

第 年 月 日 号
年 月 日

様
沖繩県知事 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
3 利用停止決定等をする期限	年 月 日
4 担当課・所等	(電話番号)

第31号様式（第18条関係）

審査会諮問通知書

第 年 月 日 号
年 月 日

様
沖繩県知事 印

年 月 日 付け 第 号の 決定等に対する審査請求について、下記のとおり沖繩県個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条3項の規定において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求の対象となる決定及びその内容	
3 審査請求の内容	審査請求日 年 月 日 (審査請求の趣旨)
4 諮問をした日	年 月 日
5 担当課・所等	(電話番号)

沖繩県個人情報保護条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

沖繩県規則第42号

沖縄県個人情報保護条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 沖縄県個人情報保護条例施行規則（平成17年沖縄県規則第21号）
- (2) 沖縄県個人情報保護審査会規則（平成17年沖縄県規則第22号）
- (3) 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年沖縄県規則第88号）

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第174号

次に掲げる告示は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- (1) 沖縄県個人情報保護条例第4条第2項の規定により知事が定める法人（令和元年沖縄県告示第246号）
- (2) 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（令和元年沖縄県告示第266号）

公 告

平成19年7月20日に公表した事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針は、令和5年3月31日限り廃止することとした。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第8号

沖縄県公営企業管理者における個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 松 田 了

沖縄県公営企業管理者における個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年沖縄県規則第40号）に定めるもののほか、沖縄県公営企業管理者における個人情報の保護については、知事における個人情報の保護に関する規則（令和5年沖縄県規則第41号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（沖縄県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 2 沖縄県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年沖縄県企業局管理規程第10号）は、廃止する。

沖縄県企業局管理規程第9号

沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 松 田 了

沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局事務決裁規程（平成10年沖縄県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。
別表第3の15の項を次のように改める。

15 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する事務を行うこと。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第6号

沖縄県病院事業管理者における個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業管理者における個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年沖縄県規則第40号）に定めるもののほか、沖縄県病院事業管理者における個人情報の保護については、知事における個人情報の保護に関する規則（令和5年沖縄県規則第41号）の例による。

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（沖縄県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 沖縄県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第3号）は、廃止する。

沖縄県病院事業局告示第1号

平成30年沖縄県病院事業局告示第2号（口頭により開示請求をすることができる保有個人情報）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 我那覇 仁

教育委員会事項

沖縄県教育委員会における個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第10号

沖縄県教育委員会における個人情報の保護に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年沖縄県規則第40号）に定めるもののほか、沖縄県教育委員会における個人情報の保護については、知事における個人情報の保護に関する規則（令和5年沖縄県規則第41号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止）
- 2 沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年沖縄県教育委員会規則第2号）は、廃止する。

沖縄県教育委員会告示第7号

平成20年沖縄県教育委員会告示第20号（口頭により開示請求をすることができる保有個人情報）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第7号

沖縄県公安委員会における個人情報の保護に関する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県公安委員会における個人情報の保護に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年沖縄県規則第40号）に定めるもののほか、沖縄県公安委員会における個人情報の保護については、知事における個人情報の保護に関する規則（令和5年沖縄県規則第41号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止）
- 2 沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年沖縄県公安委員会規則第5号）は、廃止する。

沖縄県警察本部告示第1号

警察本部長における個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県警察本部長 鎌 谷 陽 之

警察本部長における個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年沖縄県規則第40号）に定めるもののほか、警察本部長における個人情報の保護については、知事における個人情報の保護に関する規則（令和5年沖縄県規則第41号）の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
(警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止)
- 2 警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成18年沖縄県警察本部告示第2号)は、廃止する。

監査委員事項

沖縄県監査委員告示第1号

沖縄県監査委員における個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県代表監査委員 安 慶 名 均

沖縄県監査委員における個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)並びに個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年沖縄県条例第54号)及び個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年沖縄県規則第40号)に定めるもののほか、沖縄県監査委員における個人情報の保護については、知事における個人情報の保護に関する規則(令和5年沖縄県規則第41号)の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
(沖縄県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止)
- 2 沖縄県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成17年沖縄県監査委員告示第2号)は、廃止する。

沖縄県監査委員告示第2号

沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県代表監査委員 安 慶 名 均

沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示

沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程(平成18年沖縄県監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第13号中「沖縄県個人情報保護条例(平成17年沖縄県条例第2号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会事項

沖縄県人事委員会における個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第9号

沖縄県人事委員会における個人情報の保護に関する規則

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)並びに

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年沖縄県規則第40号）に定めるもののほか、沖縄県人事委員会における個人情報の保護については、知事における個人情報の保護に関する規則（令和5年沖縄県規則第41号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（沖縄県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止）
- 2 沖縄県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年沖縄県人事委員会規則第10号）は、廃止する。

沖縄県人事委員会告示第1号

平成18年沖縄県人事委員会告示第1号（口頭により開示請求をすることができる保有個人情報）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会訓令第1号

人事委員会事務局

沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

沖縄県人事委員会事務局処務規程（平成14年沖縄県人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2共通の項第12号を次のように改める。

- (12) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する事務を行うこと。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会告示第1号

沖縄海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 上 原 亀 一

沖縄海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年沖縄県規則第40号）に定めるもののほか、沖縄海区漁業調整委員会における個人情報の保護については、知事における個人情報の保護に関する規則（令和5年沖縄県規則第41号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
(沖縄海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止)
- 2 沖縄海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成17年沖縄海区漁業調整委員会告示第1号)は、廃止する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第10号

沖縄県選挙管理委員会における個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

沖縄県選挙管理委員会における個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)並びに個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年沖縄県条例第54号)及び個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年沖縄県規則第40号)に定めるもののほか、沖縄県選挙管理委員会における個人情報の保護については、知事における個人情報の保護に関する規則(令和5年沖縄県規則第41号)の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
(沖縄県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止)
- 2 沖縄県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成17年沖縄県選挙管理委員会告示第9号)は、廃止する。

沖縄県選挙管理委員会告示第11号

沖縄県選挙管理委員会の権限に属する事項の専決処分に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

沖縄県選挙管理委員会の権限に属する事項の専決処分に関する規程の一部を改正する告示

沖縄県選挙管理委員会の権限に属する事項の専決処分に関する規程(昭和55年沖縄県選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第16号を次のように改める。

- (16) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、個人情報の保護に関する事務を行うこと。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

労働委員会事項

沖縄県労働委員会告示第2号

沖縄県労働委員会における個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県労働委員会
会長 藤 田 広 美

沖縄県労働委員会における個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年沖縄県規則第40号）に定めるもののほか、沖縄県労働委員会における個人情報の保護については、知事における個人情報の保護に関する規則（令和5年沖縄県規則第41号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（沖縄県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 2 沖縄県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年沖縄県労働委員会告示第1号）は、廃止する。

収用委員会事項

沖縄県収用委員会における個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県収用委員会

会長 古 堅 豊

沖縄県収用委員会規則第1号**沖縄県収用委員会における個人情報の保護に関する規則**

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年沖縄県規則第40号）に定めるもののほか、沖縄県収用委員会における個人情報の保護については、知事における個人情報の保護に関する規則（令和5年沖縄県規則第41号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（沖縄県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止）
- 2 沖縄県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年沖縄県収用委員会規則第2号）は、廃止する。

沖縄県収用委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県収用委員会

会長 古 堅 豊

沖縄県収用委員会規則第2号**沖縄県収用委員会規則の一部を改正する規則**

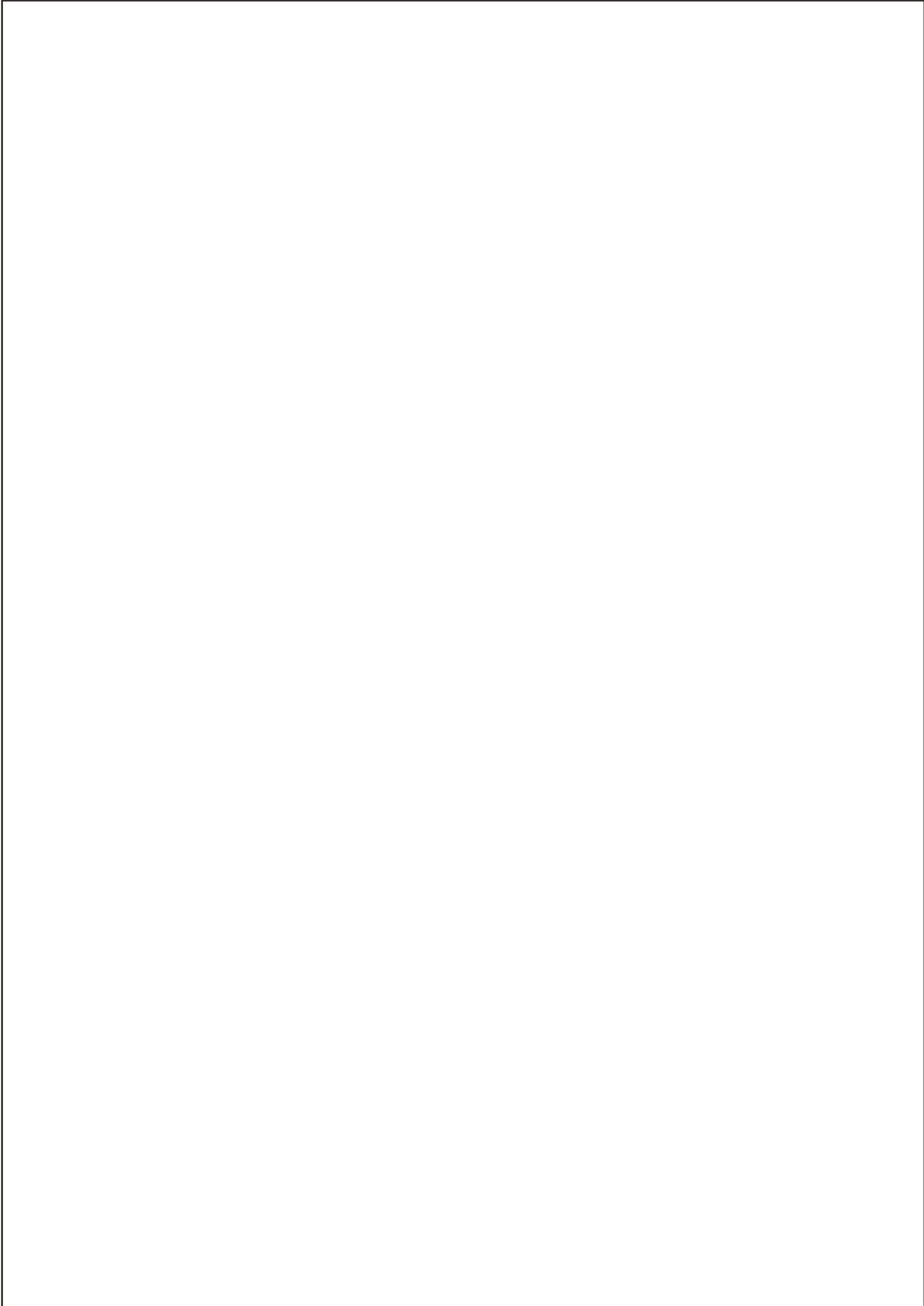
沖縄県収用委員会規則（昭和50年沖縄県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第6号及び第7号を次のように改める。

- (6) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）の規定に基づき、公文書の開示等に関する決定（重要な公文書の開示等に関するものを除く。）を行うこと。
- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する決定（重要な個人情報の保護に関するものを除く。）を行うこと。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	--